

財務省告示第百六十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十八年三月二十七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法
利付国庫債券（五年）（第五十四回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十七年度における財政運営のため の公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号） 第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律 第一百一号）第十一条第一項並び に国債整理基金特別会計法（明 治三十九年法律第六号）第五条 第一項及び第五条ノ二	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に競争入札において あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率と

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

口

非 競 争 入

ハ

札 発 行 入

イ

入 札 発 行 争

六

イ

入 札 発 行 争

価 格 競 争 額

し、価格競争入札において募入
 の決定を受けた各申込みの募入
 価格を募入額により加重平均し
 て得られる価格をその発行価格
 とするものによる発行（以下「非
 競争入札発行」という。）及び
 競争入札発行と同時にいわゆる
 札であつて、財務大臣が各債
 市場で特別参加者ごとに応募
 額を定めるものによる発行（以
 下「国債市場特別参加者」以
 非価格競争入札発行」という。）
 も申込みのうち応募額を順次割
 り当てる。その応募額を案分
 割り当てる。各債市場特別参
 加者ごとに各申込みの応募額
 範囲を割り当てる。

額面金額で一兆八千五百円
 うち、財政法第四十一条の規
 定に基づき発行した利付債に
 ついては、金額で三千四十
 四億六千七百五十万円の平
 成十七年度における財政運営
 のため

七		八		七		八		七		八		七		八																
口	イ	口	イ	口	イ	口	イ	口	イ	口	イ	口	イ	口	イ															
札	非	札	非	札	非	札	非	札	非	札	非	札	非	札	非															
発	競	発	競	発	競	発	競	発	競	発	競	発	競	発	競															
行	争	行	争	行	争	行	争	行	争	行	争	行	争	行	争															
入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入															
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額															
千	百	四	一	七	付	ノ	国	八	付	ノ	国	千	額	発	同	百	に	規	基	億	は	き	法	十	は	き	法	の		
八	八	万	兆	百	国	二	債	十	国	二	債	五	面	行	法	二	つ	定	金	五	、	発	第	万	、	発	律	の		
百	十	円	八	九	債	の	整	億	に	の	に	百	金	した	第	い	て	に	特	千	額	行	十	、	行	第	二	の	の	
円	八		千	十	に	規	理	四	つ	に	つ	七	で	利	七	は	、	基	別	二	面	した	一	財	第	一	条	の	の	
	億		三	八	つ	定	基	千	い	に	て	二	千	付	九	額	、	づ	会	百	八	利	政	融	一	項	の	の	の	
	七		十	億	て	に	金	百	、	基	、	二	二	国	千	面	額	き	計	万	六	付	資	資	の	規	の	の	の	
	千		六	円	、	基	特	万	額	づ	、	百	百	の	金	額	、	発	法	円	千	国	金	特	定	に	に	に	に	
	四		億		額	き	別	円	面	き	額	二	二	に	十	、	行	行	第	四	百	の	特	別	に	基	に	に	に	に
	百		七		面	発	会		金	行	計	十	七	に	、	した	た	計	五	、	八	千	項	金	特	に	に	に	に	に
	九		千		金	行	計		額	した	法	七	億	に	、	利	た	第	十	、	百	億	の	別	に	に	に	に	に	に
	十		七		額	した	法		で	利	第	七	億	に	、	付	た	五	一	、	八	千	の	会	特	に	に	に	に	に
	一		百		で	た	五		千	国	条	七	億	に	、	二	利	第	一	、	十	八	の	計	別	に	に	に	に	に
	万		五		千	利	条		百	債	第	七	億	に	、	十	付	五	項	、	八	十	の	の	特	に	に	に	に	に
	三		十		利	条	第		十	二	五	億	七	億	に	、	七	十	の	、	八	八	の	の	例	に	に	に	に	に

八

八

九

十

十

口

イ

発

振 額 最

十 十
三 二

の 経 利 発 競 加 場 び 札 非 入 価 発 振 替 単 位 最 低 額 面 金 行 争 非 者 特 国
 払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 競 入 格 行 行 替 額 面 金 入 札 格 第 参 加 場
 込 利 入 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日 位 金 発 競 加 場
 み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日 位 金 発 競 加 場

千 八 百 一 億 二 千 三 百 六 十 四 万 円

五 万 円

平 成 十 八 年 三 月 二 十 七 日

す る 。 額 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金 と
 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
 平 成 十 八 年 三 月 二 十 七 日
 額 以 上 の 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 六 銭
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 八 銭

(一) 年 一 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
 十 号 の 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{11}{100} \times \frac{7}{365}}$$

十	十	十		十
八	七	六		五
払	元	償	償	後
場	利	還	還	の
所	金	金	金	期
	支	額	限	子
				以

十四
初期
利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座にの記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人であるる場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十三年三月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

二十 十九

払込期日 者 入札参加

平成十八年三月二十七日 財務大臣から通知を受けた者